

参考資料：本研究冊子で使用了図版等の掲載許可について

本研究冊子で使用了図版については、すべて権利者・所有者の許可を得て使用している。
これから研究を行う方への参考として、使用許可を得るまでの流れについて書いておきたい。

- ・ 32P 埼玉県編『新編埼玉県史通史編5 近代1』(1988) P817 掲載の図4-23「明治43年水害地域図」
- ・ 32P 埼玉県編『新編埼玉県史 図録』(1993) P284 掲載の「カスリン台風による洪水域と水流」
- ・ 41P 埼玉県行政文書A1901 河川台帳 神流川平面図(部分)
→以上3点は、埼玉県立文書館に使用許可を紙面にて申請、許可を得て画像をスキャンして無償で使用。
- ・ 表紙/38P 資料1 溪斎英泉筆「支蘇路ノ驛本庄宿 神流川渡場」(埼玉県立歴史と民俗の博物館所蔵)
→歴史と民俗の博物館HPから「資料特別利用許可申請書」と「観覧料等減免申請書」をダウンロードして記入・捺印。冊子の簡単な企画書と該当画像のコピー、返信用封筒を封入して送付。後日許可証と払い込み用紙が届く。減免された使用料1,565円を払い込み、図版のコピー、スキャン、写真撮影のいずれの形で使用可能。
- ・ 39P 資料2「神流川眺望図」(出典：新編武蔵風土記稿 十二 P58,59)
→出版元の雄山閣に問い合わせ。画像の傍に「雄山閣発行『新編武蔵国風土記稿』第十二巻より」と出典明記することで無償での使用が許可。
- ・ 40P 「中山道分間延絵図」(神流川部分)
→本の出版元の東京美術に問い合わせ。原典は東京国立博物館所蔵のためそちらに問い合わせを、と言われる。東京国立博物館HPにある「デジタルコンテンツ無償利用条件」を満たしていれば、東博HPのライブラリからダウンロードして無償で使用可。完成した冊子を後日東博HPにある「提出書」とともに送付することが条件。
- ・ 42P 正倉院収蔵「武蔵国加美郡武川郷」の文字が記された庸布(出典：上里町史通史編上P198)
→宮内庁正倉院事務所に問い合わせ。正倉院HPから「写真使用届出書(転載用)」をダウンロードして記入。写真を転載したい書籍の著作者にも許可を取った上で、該当書籍のページのコピーと使用時のレイアウトを同封して送付。1か月程で手続きが終了するが特に承諾書等は発行されない。上記手続きで、該当書籍等の画像をコピーやスキャンなどして無償での使用が許可。画像に「正倉院宝物」と明記することが条件。
- ・ 30P 「神流川押切所地下水腐村々絵図」(部分)(出典：上里町立郷土資料館研究紀要第12号)
- ・ 34P 長幡村郷土史「附水災誌」の182,184P
- ・ 43P 神保原村郷土誌「人口」および「選挙資格者」のページ
- ・ 43P 戦没者の世界地図パネル(部分)
→以上4点は、上里町立郷土資料館に問い合わせ使用許可申請書を送っていただき、記入捺印、使用時のレイアウトを添えて提出。後日許可証が届き、無償での使用が許可。
- ・ 裏表紙/41P 「伊能図大図彩色図 武蔵 秩父 上野 高崎」(部分)
→国土地理院地理空間情報部情報サービス課地理史料係へ問い合わせ。出典に「国土地理院古地図コレクションサイト」及び「URL」を明記すれば、スクリーンショット等で無償での使用が許可。部分使用も可能。
- ・ 40P 見透燈籠写真
- ・ 43P 安盛寺 関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊碑
- ・ 45P 賀美小学校校庭二宮金次郎写真
→以上3点はいずれも該当の寺社や学校に問い合わせ許可の上使用。